

第62号議案

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第46条の2第2項各号列記以外の部分中「身体障害者または」を「身体障害者もしくは」に、「を提示する」を「またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日および」を「または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第46条第2項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免に係る申請において、免許情報記録個人番号カードを運転免許証と同等に扱うほか、規定を整備する必要がある。